

独立行政法人評価分科会（平成20年7月14日開催） 議事録

1 日時 平成20年7月14日（月）13時30分から15時00分

2 場所 総務省第1会議室

3 出席者

（独立行政法人評価分科会所属委員）

富田俊基独立行政法人評価分科会長、森泉陽子独立行政法人評価分科会委員、縣公一郎（※）、浅羽隆史、阿曾沼元博、梅里良正、岡本義朗、梶川融（※）、河村小百合、黒川行治、黒田玲子、櫻井通晴、鈴木豊、高木佳子、田淵雪子、宮本幸始、山本清の各臨時委員

（※）を付した委員については、審議の一部に参画していない。

（総務省）

関有一行政評価局長、渡会修官房審議官、新井豊行政評価局総務課長、白岩俊評価監視官、平池栄一企画官、岩田博調査官、細川則明調査官

4 議題

- （1）平成19年度業務実績評価の取組について
- （2）役員退職金の業績勘案率
- （3）その他

5 配付資料

- （1）平成19年度業務実績評価の取組について（案）
- （2）各府省独法評価委員会の業績勘案率（案）について

【富田分科会長】 時間になりましたので、ただいまから政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を開会いたします。

本日は、大変お暑い中ご参集賜り、ありがとうございます。

本日の案件は2つございまして、「平成 19 年度業務実績評価の取組について」及び「役員退職金の業績勘案率」についてでございます。

まず、事務局から説明を受け、ご審議を願います。

事務局、お願いいたします。

その前に、事務局に人事異動がございましたので、ご紹介をお願いいたします。

【白岩評価監視官】 それでは、ご紹介させていただきます。座って話させていただきます。

夏の人事異動シーズンはまだ終わったかどうかわかりませんが、とりあえず一通りかわったところをご紹介させていただきます。

まず、当方の独立行政法人を担当しておりました審議官の伊藤でございますが、これが関東管区行政評価局長に転出いたしまして、後任として、こちらにおります渡会が着任いたしました。

次に、行政評価局の総務課長をしておりました若生でございますが、当省の官房会計課長に転出いたしまして、その後任として新井が着任いたしました。

次に、独立行政法人第2担当の評価監視官をしておりました清水でございますが、人事恩給局参事官に転出いたしまして、その後任と申しますか、ちょっと官職名は違いますが、平池企画官が担当しております。

【富田分科会長】 それでは、新任の皆様を代表いたしまして、渡会審議官より一言ごあいさつをいただければと存じます。よろしく申し上げます。

【渡会審議官】 渡会でございます。

私、2年前まで局の総務課長をやっておりましたので、この場に参りますと、懐かしいお顔を拝見できたなど、そういう気持ちでおります。新しい総務課長の新井、あるいは企画官の平池、この2人は直接かつて独法評価を担当しておりましたので、私以上にそういう気持ちが強いのではないかと思います。

ただ、私どもおりません間に、独法評価委員会の一元化の話をはじめといたしまして、独法評価をめぐる環境が随分動いているようでございます。新任の3人、速やかにキャッチアップいたしまして、皆様のご審議のお手伝いができるように誠心誠意努めてまいりた

いと思っておりますので、今後、ご指導・ご鞭撻、よろしくお願いいたします。

【富田分科会長】 よろしく願いいたします。

それでは、「平成 19 年度業務実績評価の取組について」の審議を行います。

平成 19 年度業務実績評価の取組につきましては、各ワーキング・グループにおいてご審議いただいた上で、7月8日のワーキング・グループ主査懇談会においてもご検討をいただきました。

初めに事務局から、案の説明をお願いいたします。

【白岩評価監視官】 ご説明いたします。お手元の資料1をご覧くださいと存じます。既にワーキング・グループでご覧になっていらっしゃると思いますので、審議の過程を経まして変更した点を主としてご説明申し上げます。

まず、1の「考え方等」のところでございますが、基本的には当面の取組方針を昨年度決めていただいておりますので、それを中心に、それに基づいて行くと。昨年の取組方針というものが、独立行政法人に対する批評とか批判が相当厳しくなっている段階での認識を示した上で相当厳しいものとなっております。しかも、包括的な内容でありますので、それをメインにして更にやるということでご了解いただいたところでございます。

しかしながら、昨年末に、まず整理合理化計画が決定されております。また、そのほかにも、随意契約、あるいは人件費等の取組でも、いろいろな動きがあったことは十分踏まえておかないという認識が2番目の丸で示された上で、3番目の丸のところ、では具体的にどのようなことを特に配慮するかということが5点に分けて説明してございます。

これはワーキング・グループ段階では、基本的には4点で整理されていたと思います。新たに加わったというよりも、若干趣旨が通らないのではっきり書くべきであるというご意見があり、先般の主査懇談会におきましても、その意見を具体化すべきであるという認識のもとに、今、ivという数字がございますが、ここで「府省評価委員会及び法人の取組が、事務・事業の厳しい検証や将来見通しを考慮した評価を通じて、既往の方針にとどまらない、更なる事務・事業の効率化や無駄の排除を追求しようとするものになっているか」というポイントが書かれてございます。

これにつきましては、ワーキング・グループでもいろいろご指摘もあったところでございまして、実は今のiiiにそれらしいことが書いてあったのですが、もう少しはっきり書くべきであるということで書いてございます。特に独立行政法人の業務について責任を負う

べき各府省がしっかりその将来見通し等を踏まえて厳しく業務の見直しをするという姿勢をちゃんと出すべきであり、そういったことを誘導するべく評価が行われるべきである、こういう認識であったと思います。

また、無駄の排除ということ、「無駄の排除」という用語は最近よく政府で使っておりますが、そういった政府の取組を<sup>しんしゃく</sup>斟酌して、ここに用語として入っているところでございます。

また、次に（注）のところで1でございますけれども、iの説明としての注でございましたが、ここに評価委員会における評価プロセスの把握が重要ではないかというご指摘が複数のワーキング・グループでございました。これは、現時点における評価の制度、厳格性を高める上で重要ということの認識と、今後の現在政府が提出しております法律案をめぐる動きを踏まえても、各府省で評価をどのようにやっているか、そのプロセスチェックが非常に重要だということの認識が示された点を踏まえたものでございます。

また、今度はページをめくっていただきまして、2にvが、これは追加という形で入っているかと思いますが、「類似の業務を行っている法人等がある業務」ということで、私どもの事務局で承知する限り、この評価委員会でも政府を通じて類似の業務があるものについて、本当に優先順位と申しましょうか、取捨選択が取り行われているのかというような問題意識がしばしば示されております。今回も、複数の先生から、こういった点についてももちろんほかの言葉で読めるかもしれないけれども、しっかり書いておくべきではないかというご指摘がございまして、その点、事務局として踏まえさせていただいて、このような案文でお示しさせていただいたところでございます。

そのほかに変った点でございますが、ワーキング・グループ段階から比較いたしますと、随意契約をめぐる記述が若干変わっております。ページは、前のページに戻る必要はございませんが、注の3に「随意契約の評価については、別紙2参照」と書いてございまして、その別紙の2というものが、今ご覧いただいているところの次ページをめくっていただきますと書いてございます。

その中で、別紙2で大きな丸の2つ目、「また、7月4日の閣僚懇談会において、政府における無駄の徹底的な排除に関し、官房長官が、以下の発言を行っている」、そのまま読ませていただきますと、「また、自民党で無駄遣い撲滅対策ということがまとめられ、私、総理のところへ申し入れがあったわけでございますけれども、各大臣にもしっかりこれらを踏まえて対応していただくようお願いをいたしました」と、こういう、これは会

見のときの発言でございますが、各大臣あて、党の要請等を踏まえて官房長官から政府としてしっかり取り組むようにという趣旨のご発言があったということでございます。

したがって、この「無駄遣い撲滅」というところでは、例えばいわゆる「埋蔵金」と言われるような問題であるとか、人件費というような問題、さまざまな問題意識が示されておると承知しておりますけれども、このような点についても、政府としてそういう意見があることを踏まえてしっかり取り組むようにということになっております。

したがって、独立行政法人の評価に当たって、これまでそういうことがなかったか、あったか、そういうことをしっかりチェックするのも仕事として重要な部分であろうということによってここに確認的に書いてあるものでございます。

以上がワーキング・グループ段階から大きく変わったところでございまして、そのほかに文字、字句の細かな修正はございますが、おおむねワーキング・グループでご了解いただいたところが維持されているということでご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

【富田分科会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、どなたからでもお願いいたします。

【山本臨時委員】 別紙1のⅢの一番下に「評価委員会は国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる」という文言が入って、まあこれに沿った格好で各府省に置かれる評価委員会が取組を行っているかどうかということについて、見守っていくというか、評価していく、チェックしていくということが当委員会の所掌だと思うんですが、これは実際、私が知るところによるとそれほど浸透しているのでしょうかね。ちょっと心配なので確認だけなんです。意見ではありません。

【富田分科会長】 では、事務局、そこらの実態をお願いいたします。

【白岩評価監視官】 これにつきましては、事務的にこういう指摘がなされたということはもちろん伝達はされておるのですが、具体的にどういうアクションをするかについては、まだ政府としては方針を示していないと思います。そういう点において、浸透していないということがそういう意味であれば、現時点ではまだ新しい評価の一元化も踏まえた一つのパッケージの中でこれもありますものですから、その中では評価のさらに実施部門における議論になりますものですから、これからこういう取組が行われる必要がございます。当事務局としてもそれについてどういうふうやっていくのか、評価委員会、政独委の事務局としてどういう議論ができるかということについても検討はしていくつもりで

ございますが、現時点で定まった結論があるわけではございません。

【山本臨時委員】 では、これからということですね。

【富田分科会長】 ほかにいかがでございましょうか。

いかがでしょうか。大分ワーキングで練ったから、あまりないですかね。

それでは、大体よろしゅうございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

「平成 19 年度業務実績評価の取組について（案）」は、独立行政法人評価分科会として本案のとおり決定することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【富田分科会長】 それでは、本件につきましては、案のとおり決定させていただくことといたします。

なお、本件は、当分科会の重要な取組方針ですので、各府省評価委員会にも通知し、参考にさせていただきたいと考えております。各府省評価委員会への通知など事後の処理につきましては、私、分科会長にご一任いただきたく存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【富田分科会長】 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

では、次の議題「役員退職金の業績勘案率」について審議に入りたいと思います。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

【岩田調査官】 それではご説明いたします。

資料 2 - 1 をご覧いただきたいと思います。

これは、今回、各府省から通知された総括資料でございます。今回は、6 府省から計 30 名の役員についての勘案率が通知されてございます。

一番右端の欄が通知された勘案率でございますが、0.9 が 2 件、これは産業技術総合研究所の勘案率でございます。そのほかは 1.0 となっております。関係各ワーキング・グループにおいてご議論いただきましたが、結論といたしましては、今回通知された勘案率で特に問題はないというような結論になってございますが、各ワーキングでいろいろご議論いただいたところがございます。それにつきまして、私から簡単にその概要をご説明いたしたいと思います。

まず第 1 ワーキング・グループの関係でございます。外務省と農林水産省の関係でござ

いますが、第1ワーキングの関係では、特に国際協力機構の勘案率について。これは今、新聞紙上ににぎわしております建設コンサルタント会社P C Iとの関係でございます。それで、P C IとこのJ I C Aとの関係、あるいはP C Iの不正事例といえますか、その概要についてご説明いたしますが、この関係の資料はつけておりませんで、申しわけございません、口頭でご説明させていただきます。

通常、ODA事業といえますのは、例えばJ I C Aといった援助実施機関から委託されたコンサルタント会社が、各地というか、海外において各活動をしているというところでございますが、このコンサルタント会社が現地で現地の業者と再委託契約を結ぶ場合が多いでございます。通常、コンサルタント会社が再委託契約を結ぶ場合には、J I C Aの承認が必要になってございます。その際に、当然ながら——当然といえますか、複数の業者の見積もりが要求されているわけですが、結論といたしまして、その業者の見積もりが全く偽造であったと。さらには、その再委託先の領収書も偽造であったというのが今回のP C Iの不正事例の代表事例でございます。

これはちょっと簡単にご説明いたしました、今回の勘案率が事務局に通知されてまいりましたのが、昨年12月でございます。そのときには、J I C Aとしてのとるべき措置はとっていたというところでございます。つまり、その時点では、P C I絡みの契約案件、このすべてについて調査をいたしました。これは、会計検査院も巻き込んだ調査でございますが、その結果、全案件中18案件について不正あるいは不適切な会計処理のものが見つかったというものでございます。これらにつきましては、即座にその不正請求金額の返還あるいはP C Iに対する指名停止措置を講じたところでございます。

さらには、18年1月から不正再発防止策を講じておりまして、このような再契約を締結する場合には一定金額——金額によりますが、その契約とか入札時の場合においてJ I C Aの職員が立ち会うというようなことをやっているようでございます。そういった再発防止策を既に講じていたところでございます。

ただ、問題といえますか、我々がこの検討をした時点では、外務省の評価委員会におきましてこのP C Iの件が審議されておらなかったと。正確に申せば、事務局が委員会に説明していなかったということになるかと思いますが、こういったことを踏まえまして、第1ワーキングでは、結果はともかく、やはりきちんと委員会に説明し、その結果を踏まえて勘案率を算定すべしというご意見をいただきました。それを踏まえまして事務局として外務省にその意見を伝達いたしまして、その結果、外務省が改めて各委員に、あるいは

委員会に、説明したところでございます。

その結果でございますが、結果的には1.0になっているわけですが、外務省の評価委員会、いろいろな意見がございました。例えばJICAに手続上の瑕疵があったわけではない、PCI以外に不正事案が発生しておらず、いわばPCIの悪意の結果、相当の注意を払ったとしても看破することはできなかったのではないかという意見、あるいは内部調査により不正が発覚したのであれば監督責任を果たしたものと言えるのではないかというような意見、それから、最初の不正発覚の後、PCIに対する措置及び再発防止策の検討・実施を迅速に行ったというような、ある意味JICAの対応を評価する意見が出てまいりました。その結果、勘案率は当初のまま1.0とするのが妥当ではなかろうかという結論に至ったようでございます。

これを踏まえまして第1ワーキングで検討していただきましたが、結論といたしましては、外務省の評価委員会においてこのPCIの事件を踏まえた審議が行われたと。その結果、JICAとしての手続は守られていたこと、その後の対応も評価できるのではないかというようなことがございまして、通知された勘案率については特段「意見なし」とするのが妥当ではないかというのが結論だったように思います。

以上がJICAの関係でございます。

第1ワーキングの関係では、ほかに直接勘案率の関係とは言えないかもしれませんが、農林水産省の農畜産業振興機構、ここは毎年赤字になっているわけですが、こういった赤字を毎年計上しているようなところは、勘案率について何か影響があるのかなのか、その辺をちゃんと事務局は詰めているのかという話がございました。

これにつきましては、事務局でいろいろ調べた結果、農畜産業振興機構の赤字は、これは専ら砂糖の価格調整という制度的な特性に基づくものであって、これがすぐさま業績に影響するものではないというのが結論であったかに思います。

以上のように、第1ワーキングでは、通知された勘案率について特段、全体として意見なしということでございます。

続きまして第2ワーキングでございます。第2ワーキングは、経済産業省と環境省の関係でございました。

経済産業省の関係、産業技術総合研究所の関係ですが、ここは0.9で通知されてございます。これは、つくばにございます特許生物寄託センターというのがあるわけですが、ここにおきまして不適切な運営があったということを勘案して0.9で通知されたものでござ

います。

この特許生物寄託センター、これはもともと——もともとといいますか、微生物にかかわる特許を出願しようとする者は、特許庁長官の指定する機関に当該微生物を寄託しなければいけないとなっております。このセンターは、それを受け入れ、管理する役割を担っているところでございますが、その微生物の受け入れ対象は、内部規程により危険性の低いクラス1及び2 aとしていたということでございます。

平成13年ごろ、危険性の高い、それ以外のものが保管されていることが判明いたしましたこの発端は、平成13年5月に、これはちょっと正確かどうかわかりませんが、センターの元幹部の方が産総研の会議におきましてこういった事実を明らかにしたと。それとともに、職員に対する告知とか健康診断を実施、こういったものを提案したようでございます。これが平成13年5月の話でございます。

職員への告知とか健康診断につきましては、これを実施しなかった理由でございますが、つまりは最後に取り扱ってから相当年経過していると。したがって、感染する危険性はその時点では極めて低い、おそらく低いものというふうに判断した結果、そういったものを実施しなかったということでございますが、産総研みずから、こういったことについては不適切であったとしてございます。

その後、クラス1から2 b、つまり受け入れた2 bにつきましては、この体制を整えて、現在、適切に保管しているということでございます。

なお、「その後」と申しましたが、これは事実が判明した3年後の話でございます、平成16年4月の話でございます。大分時間がたったということでございます。

なお、危険性の高いクラス3につきましては、平成13年10月、この時点で既に耐火性保管庫といいますか、そういったものを整備いたしまして密封管理していたということでございます。現在は不活性処理した上で廃棄しているということでございます。

以上、こういった事案でございます。昨年の10月、この事案を調査するため大臣の指示によりまして第三者による調査委員会が産総研の中に設置されました。その委員会の報告が、今年の2月に出されましたが、結論を一言で申し上げますと、産総研について隠ぺいの意図はなかったが、結果として問題を放置していたと。対応が不十分であったという結果になってございます。これを踏まえまして、経産省の委員会では、本来であれば業績評価結果から見れば、この両者——今回、2名おりますが、この両者は1.0であったということでございますが、こういった委員会の結果を踏まえまして0.1下げまして、0.9と

いうふうに通達があったところでございます。

これにつきまして、第2ワーキングでいろいろご議論ございました。要は、人の健康にかかわる話でございますので、もっと迅速に対応すべきであるとか、そういったことがございまして、さらには、0.9 でいいのかという厳しいご意見もあったところでございます。が、そういったところでございますが、産総研自体に隠ぺいの意図はなかった、つまり悪意はなかったというようなことで、通知された勘案率0.9で「意見なし」としてよろしいのではないかという結論に至ったところでございます。

第2ワーキングでは、ほかに環境省の関係もご議論になってございますが、これは勘案率自体ということではなくて、環境省関係のこの2法人につきまして、年度評価結果が甘いのではないかというご議論がございました。特に環境再生保全機構というのがあるわけでございますが、これは昨年、勧告の方向性、見直しでいろいろな意見を言ったところでございます。そういった法人が、年度評価結果が非常に甘い。数字で言いますとA。Aというのは5段階評価で言えば4でございますが、ほとんど4でございまして、ちょっと昨年の勧告の方向性と、議論した内容と、この年度結果の関係が、なかなかしっくりこないねという話がございました。事務局といたしましては環境省に、委員の皆様からこういう指摘があったというようなことは、環境省に伝えたところでございます。

第1、第2は以上でございます。

続きまして、第5ワーキングの関係です。

【細川調査官】 それでは、第5ワーキングということでございますが、第3ワーキングから第5ワーキングにつきましては、文部科学省担当の第3ワーキング及び国土交通省担当の第4ワーキングは今回ご審議いただく案件はございませんので、第5ワーキングの関係について、私からご説明させていただきます。

資料では2-1の最初のページの一番下、内閣府、こちらが1法人1名、それから次ですけれども、裏側ですか、厚生労働省が7法人11名でございます。合わせて第5ワーキングの関係は2府省8法人の12名ということでこの業績勘案率につきましてご検討いただきました。

ご覧のとおり、いずれもこの2府省の関係は、各府省の評価委員会におきます業績勘案率の検討結果は1.0となっております。結論から申し上げます、先ほど岩田調査官からご説明があったとおり、今回、意見を付すべきものはないということではございます。

ただ、この第5ワーキングの関係では、特に勤労者退職金共済機構の理事のうちのお一

人、資料2-1でいきますと、次のページになりますが、一番上でございます。理事お二人のうち「※4」と付してございますけれども、中小企業退職金共済事業の担当の理事でございますが、その業績勘案率につきましてワーキングでいろいろとご議論がございましたので、少しご説明させていただきます。

実は、この勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業でございますが、ご存じのとおり、中小企業退職金共済事業の中のその退職金の受給資格がありながらその者から退職金の請求がないために退職金が支払われていないという、いわゆる未請求退職金というものがございます。どの程度あるかといいますと、退職後請求がないまま5年を経過したというものが昭和34年から平成18年度末までの累計で約49万件、金額にして約366億円という数字になってございます。平成19年10月3日、国会でご質問があったり、その後、新聞主要各紙でも取り上げられたということで問題が顕在化したということで、退職金共済機構が10月5日付でその辺についてどういう取組をやるかということの表明をしたということでございます。

これにつきましては、勤労者退職金共済機構では、従来から新たな未請求退職金の発生防止のための取組等を行っておりますけれども、このように問題が顕在化したということもございますが、昨年12月の当政独委の方の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性におきましても、累積した未請求退職金も出現するという観点から、受給資格者の住所を把握して本人に通知するなどの対策の一層強化を図るべしという指摘を行ったところでございます。

第5ワーキングのご議論におきましては、加入している事業主が毎月掛金を積んでいながら、実際に退職した者に退職金が支払われていないものがあるという事態は、制度の根幹にもかかわる重要な問題でありまして、これを担当する当該理事の業績勘案率を検討するに当たっては、十分に勘案されるべき事項である事柄であると。が、しかしながら、この当該理事が未請求退職金問題に関して担当理事として十分に職責を果たしたかどうかという点につきまして厚生労働省の独立行政法人評価委員会におきまして十分に勘案されたのかという点につきまして、厚生労働省からの説明では疑念があるというようなご議論がございました。

これを受けまして、厚生労働省に対しまして改めてワーキングの議論を文書で伝えるとともに、当該理事の業績としてさらに補足する事項等ございましたらということで照会させていただきました。その結果、厚生労働省から文書による回答がございました。

それによりますと、当該理事はこの未請求退職金につきましては、従来から行っていた対策に加えまして、昨年の10月に問題が顕在化する以前でございますが、在任期間の最後の2カ月ばかりの取組ではございますけれども、昨年5月に対策の充実・強化が必要であるとして、そのための検討委員会の立ち上げの準備をいたしました。この理事が退任されたのは昨年6月14日でございますが、5月からその準備にかかりまして、検討委員会が設置されたのは、この理事が退任した翌月の7月30日でございます。その後、機構における検討委員会による検討を経まして、昨年9月には新たに相談専用のフリーコールの設置とか、さらに退職後5年を経過する者に対して退職金の請求を要請するという取組、これ、直接、今まで事業主を通じて——退職してから3カ月を経過した場合には事業主を通じて本人に退職金の請求を要請するという取組をやっていたのですが、退職後5年を経過する者に対しては、直接事業主を通じて把握した住所に通知をして退職金の請求を行っていただくという新たな取組も開始したということに、結局、当該理事の準備というものがつながつたということでございます。

したがって、この勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業担当の理事の業績といたしましては、未請求退職金につきましては、今申し上げましたように従来からの取組に加えて、この問題が顕在化する以前に新たな対策の準備に取り組んだということがございますので、厚生労働省の関係7法人11名、役員の業績勘案率につきましては、この理事も含めて「意見なし」という案にさせていただいているところでございます。

そのほか第5ワーキングでは、資料2-1をご覧くださいなのですが、労働政策研究・研修機構の理事長、それから雇用・能力開発機構の理事がでございますけれども、これにつきまして若干ご議論といたしますか、話題に上ったことがございます。それをご説明いたしますと、労働政策研究・研修機構では平成15年10月の独立行政法人化以前にいろいろと勤務時間管理とか出張とかに関しまして不祥事があったということが話題になりました。ただし、当該理事長の業績勘案率の検討に当たっては、既にそれ以前に改善策等も講じられているということで、勘案するには至らないのではないかとということでございます。

それから、雇用・能力開発機構でございますけれども、「私のしごと館」の話が話題に上りました。ただ、今回ご審議いただくこの理事は、総務担当の理事ということでございますので、今回の業績勘案率の検討には影響しないということではなかろうかということでございます。

役員退職金の業績勘案率に関しましては、事務局からの説明は以上でございます。

【富田分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたら、どなたからでもご発言願います。よろしいでしょうか。

どうぞ、宮本委員。

【宮本臨時委員】 ちょっと教えていただきたいんですが、産業技術総合研究所の 0.9 という件でございますけれども、この対象となった方の在任期間との関係で何が問題になっていたかというのをもう一度ちょっと確認したいんですけれども、「在任期間中に発生した」と書いてあるんですが、この事案が発生したということでしょうか。それとも発覚したということでしょうか。

【富田分科会長】 事務局。

【岩田調査官】 ちょっと事実関係をもう少し説明いたしますと、事実が判明いたしましたのが 13 年の 5 月でございます。それで、このお二人が就任いたしましたのが平成 15 年 4 月、平成 14 年 9 月でございます。本来はこういう問題は即座に対応すべき問題なのを引っ張ってきて、その後、この 2 人が就任したということでございますが、この問題に関しまして、現職の方は実は減給なりの処分を受けております。それとの見合いといえますか、このお二人の、では業績はどのようなのかという話になりますと、やはり現職の方がそういうことを受けている以上、この問題をずっと引っ張ってきた現職、前の方、前々の方を通じて責任があるのではないのかというような考え方のようにございます。これは経産省の委員会の考え方でございます。

【富田分科会長】 よろしゅうございますか。

【宮本臨時委員】 はい。

【富田分科会長】 黒川委員、何かワーキングの方からおっしゃることはないですか。

【黒川臨時委員】 いえ、もう十分に説明していただきました。

【富田分科会長】 ほかにいかがでございますか。どうぞ、河村委員。

【河村臨時委員】 まず質問なんですけれども、ちょっとご確認をお願いしたいのですが、中小企業退職金共済事業のそちらの方なんですけれども、今後の取組について機構が表明したのが去年の 10 月ですよ。で、今ご説明いただいたところでは、その対象になっておられる理事は同じ昨年 6 月に退任されていて、その直前 2 カ月ぐらいにお取組を始められていたと伺ったのですが、この未請求の問題というのはマスコミや国会での質

問やらで去年の秋に取り上げられてということのようですけれども、この機構自身は、もう当然ながらこういうことが起こっていることはもうずっと前から認識はしているということですね。ですから、ちょっと何か言葉がいいかわかりませんが、この理事の方、16年の8月からずっとこの担当をやっていたらしゃったということなんでしょうか。その在任の期間中の最後の2カ月ぐらいでのお取組があったからこういうご判断になったと、そういうようなご理解でよろしいのでしょうか。

【富田分科会長】 事務局、お願いします。

【細川調査官】 基本的には、先生おっしゃいましたそういうご理解でよろしいかと思えます。

ただ、この問題については、機構自体は、例えば昭和58年から未請求退職金の発生防止ということでございまして、退職後3カ月を経過して退職金の請求がない方につきましては、事業主を通じましてその方に退職金の請求をするようにというような取組も行っていたところがございます。そういう意味では、未請求退職金というものについて、それは対応しなければならぬ課題だということは十分認識してございまして、あとそのほか、情報誌とかホームページを通じまして周知広報という取組をやっていたというところではございます。

ただ、それで本当に十分かということであれば、年金問題などもございまして、もっとさらなる対策の充実・強化が必要だろうということで、機構自身、当該理事も役員の在任期間の最後の方ではございますが、対策の充実・強化の必要があるという問題意識を持って従来からの取組に甘んじることなく対策の準備を始めたというところがございます。

【富田分科会長】 よろしいですか。

阿曾沼委員、何かありますか。どうぞ、櫻井委員。

【櫻井臨時委員】 個々には各グループで検討されているので、特に私は意見はないのですが、この評価について見ると、毎回、非常に違和感を持つんですね。ずっと、いずれかという自分の研究領域は民間で、最近、政府もやり出したのですが、その発想からすると、これでいいのかというのを思うのですが、その理由、論点となるのは何かというと、おそらく3点、少なくともあろうかと思えます。

1つは、この評価をするのは、コンプライアンスか、あるいはパフォーマンスなのかという、こういう論点があります。2つ目は、独立行政法人の理念とは何なのだろうか。それからもう1つは、誰が評価するのか、評価主体の問題があろうかと思えます。

おそらく私自身が間違っているかもしれないし、官庁の方と考え方が違うかもしれないので、お教えいただきたいのですが、まず第一に、コンプライアンスか、あるいはパフォーマンスか、という点については、過去わずか2年、今年、2年弱ですが、政独委の評価を見ると、ほとんどのケースは、まあすべてと言っていいと思うのですが、コンプライアンス、法令違反について主として評価が限定されます。本来、独立行政法人はそれでいいのか。しかも、新聞報道で騒がれたのが評価対象で、0.9になるというケースが多くて、いずれかというパフォーマンスがどうだ——パフォーマンスというのは、業績ですね。業績とは、財務業績だけではなくて、いわゆるアウトカムで評価されたようなものがどうであるかというのは、まあ過去、私がこの二、三回見た限りにおいては、評価されていない。

それというのは、結局、独立行政法人というのは中期計画を出しているわけですから、中期計画のパフォーマンスはどうであったかという評価がなされるべきだと、こう思うんですが、あまりそれは業績評価に勘案されていないのかというのが1つのご質問です。その場合のおそらく難しい点があるかと思えます。たとえば理事長だって、ちょうど中期計画とびたっと合う、4年間、あるいは年度が違うケースもあると思うのですが、合わないからというケースもあると思うんですが、そういう場合には何らかの措置ができないかという、これが第1点です。

それから第2点は、独立行政法人の理念は、少なくとも私はこれを研究しているわけではないのですが、サッチャーがエージェンシーとしてやり直したのは、ただ国に準じて評価すればいいといったものだったろうか。それとも、ちゃんとそのパフォーマンスに応じて評価をする必要があると考えたのだろうか。あるいは日本ではどうだろうか。

少なくともこれまで見ると、減点主義というのはコンプライアンスがまずいから減点するという、これはやってきている。これは当然なんです、それ以外に、非常に理事長などは力を発揮する人とそうでない人がいる。それは後の人事でもっていろいろ評価されるからいいんだという考え方をとってきたのか。そういうように見えるのですが、そうでなければ、ある程度加点と、1.1 ぐらいはあり得ると思うんですが、それもないというのは、独立行政法人のある程度効率性を考えてということについては、現在のままだと本来の独立行政のよさは生きてこないのではないかと、こういうように考えるのですが、そうではないのでしょうか。これが2点目です。

3点目は、なぜこうなっているか。なぜこういう評価が出るかというのは、もちろん算

定方式にのっとっていますというのですが、算定方式そのものがどうだったかということ  
を考える必要があるのか。あるいは、各省庁がやる評価は、評価主体が非常に甘い。これ  
は見ていて非常によくわかります。だから、この総務省の政独委がまさにここである程度  
心を鬼にして評価する必要があるのではなかろうか。見ていると、各省庁のを見ていると、  
先輩を評価する、理事長というのは自分たちの先輩ですから、これは非常に難しいとい  
うのは非常によくわかります。だからこそ総務省の評価があるのではなかろうか。たとえ  
JICAなどがひょっとしたらそういうことがあったかもしれない、というように考えて  
いるのですが、あるいは、そういうのは杞憂と言うべきでしょうか。

【富田分科会長】 それでは、いかがでしょうか。私から——先に事務局から、では  
お願いします。

【白岩評価監視官】 僭越ですが、まず、事務局の考え方的なところ、理念とかという  
ことになると、むしろ分科会長にお話しいただいた方が、お願いしたいと思いますが、  
だれが評価するのかということ言えば、独立行政法人評価においては、現在は各府省の  
評価委員会ということで、案外、櫻井先生がおっしゃるような懸念も生じても仕方がない  
ような実情があるかもわかりません。ただ、それも、公式の場においてそうであるとい  
うような状況でもなかろうかと思っております。

現実問題、だれが評価するのかということにつきましては、パフォーマンス評価とコン  
プライアンスというお話をされましたけれども、パフォーマンス評価については、各府省、  
少なくとも熱心にはやってきているという現状があって今の数字が出てきているのだら  
うと思っております。

それを、では、独立行政法人の役員等に対する退職手当が、果たしてこれだけの額を払  
うことについて国民が納得するだろうかということについて、政府としていろいろな検討  
を重ねた結果、現在のようなシステムのもとに、一度政独委の方でチェックをして、加  
点も減点も、特に加点をする場合にはより厳しくチェックするという形に現在の運用はな  
っていると承知しております。

先ほど加点がないというお話もございましたが、1例ございましたので、とりあえずこ  
ちらにおいてもそういう問題意識はむしろ先生方は、皆、共有していらっしゃって、しか  
し、現状、国民の認識、あるいは独法の実情を考えた場合に、加点をするに至らざるとい  
う結論になることがほとんどであるから、現在そうなっているのではないかと私は思いま  
す。

さらに、減点につきましては、パフォーマンスか、コンプライアンスか、と申しますと、お手元の資料の中で業績勘案率の各府省の計算の仕方をご覧いただければわかりますが、もう根本はパフォーマンスで数字が出てきております。結果として、勢いこちらで見るときにはパフォーマンスの評価だけだけれども、コンプライアンスをしっかり厳しく見るべきではないか、先ほど櫻井先生がおっしゃいましたけれども、コンプライアンスもちゃんとやらなければいけないですよという話で、結果的にどうしても各省よりも政独委の方がコンプライアンスの方に気がつく度合いが多いのだらうと思います。新聞報道等と申しておりますけれども、それ以外にも、実は情報があればワーキングの先生には提供することにしておりますので、そういう意味ではコンプライアンス、当方は警察のような捜査権があるわけではございませんが、そういう点についてはより神経をとがらせているということが、現在もしかすると、例えば先生がおっしゃるような運用、印象を与えているのかなと私の方は思った次第でございます。

それでは、先生、お願いします。

【富田分科会長】      コンプライアンスか、パフォーマンスか、ということですが、本来的には、もうこのコンプライアンスの問題などは全然なくてパフォーマンスで評価したいというのが、私の個人的な見解なんです。

しかし、残念なことに、これは民間企業もそうなんですけれども、やはり非違行為というのは一番厳しく罰せられることが、これは民間でも当然です。残念なことに、ここで出てくる案件は、結構、誰が見つけたかは別にして、コンプライアンスの案件が多いことは事実です。

ただ、JAXAで1.1というパフォーマンス評価を一度しております。したがって、コンプライアンスのこれも非違行為といっても、私は、不作為の罪まで含めてやはり各独法において、自浄作用なり、よりインセンティブを高める方向を組み込む形にいたしませんと、前例踏襲的なものに終わってしまう危険が私はあるように思いますので、やはりこれ、コンプライアンスといっても、その中にみずからを律するようなメカニズムとしてここで議論が伝わっていけばというふうに思います。

それと、だれが評価するか。これはやっぱり発注主が私は評価するものだと思います。我々のこの委員会は、主務省に意見は言うことはできるんですけれども、あくまでその評価を変えるかどうかは主務大臣のご判断というのが現在の仕組みなんです。ですから、主要な事務・事業の改廃というようなことは、我々は主務大臣に勧告できます。ただ、こ

の評価については、やはり発注主によるんです。これは、この部分はかなり民間と似ていて、それでいいのかどうかということは、多分、櫻井先生、3番目にご指摘になったところの評価主体と独法の関係、特に先輩に意見が言えるのかというふうなことともかかわっている問題であって、それが非常に国民・世論の目から見れば悩ましいというか、やはりもっとそこは律していただきたいというのが世論であろうと思います。

これ、始まって随分たってきたわけですがけれども、この評価がどういうふうに私は——評価というか、ここでの意見がどのように独法の運営にフィードバックされているのかは、ちょっとよくつかめないところでして、我々としては一次評価をかなり厳しく見させていただいて、それがきっちりと各独法及び主務省にフィードバックされて、よりよい独法の運営につながっていくことを期待しているところであります。

【櫻井臨時委員】 ありがとうございます。ご丁寧にありがとうございます。

二、三、ちょっと意見申し上げたいのですが、まず、現在、府省がやっているという、これでいいのか。将来は——自己評価なんですよ、自分がやったことを自分が評価するという、これでいいのかというのは感じている。

それから、府省が非常に熱心に行っているという白岩監視官の話なんです、ただ、熱心に行っているということと結果はすべてについて、コンプライアンスを除けば、どうも見たところ、1に近いというのはどういうことか。

それから、過程は厳しくというのは、これは今まで何回か話が出てきて、了解しています。しかし、ほんとうに過程を、独立行政法人の理念というのはどなたからも話がなかったのですが、ある程度効率性を高めるためにある程度評価をする、その評価ではないかと考えられるときに、どうなのか。委員はみんなそれで現在の立場で共有しているという、こういう話があったんですが——これも白岩監視官から——何人かと話してみると、必ずしもそうではないということは承知しておいてほしいと思います。

それからもう一つ、発注主がやるかどうかについては、私はこのように考えているんですね。例えば会社にあっても、従来型の会社は監査委員会を設けて取締役会とは別にやっているのですが、何年か前から委員会等設置会社、今、委員会設置会社になりましたが、報酬委員会、指名委員会、監査委員会ができて、外部の者がやっていますね。つまり企業と同じというように申されたのですが、決してそうではなくて、企業の方はもっとやはり外部の目で報酬も決めていこうと、こういう流れになっている。そういう流れから見ると、どうも違和感を感じないということでもあります。

おそらく私がそちら側、官庁側にいけば同じ結論を出したかもしれないけれども、世の中の動きからすると、もう少し考えを変えていく必要があるのではないかというのが私の印象です。

たびたび済みません。

**【富田分科会長】** 独法の理念ということ、ちょっと先ほど言うのを忘れて、また長くなってしまうたら恐縮なんですけれども、私は政策の執行主体であると見ております。もともとイギリスでその制度ができたときには、やはり政策をより効率的に、もっと言えば国民負担なくやっていただけるようにするという仕組みであって、ですから、政府の機関だけではなしに、民間とも競争させて、より効率的にやらせるという仕組みだというのはまず大前提であって、したがって、政策をより効率的に執行するということが第一目標なんです。

そういう意味で業務の範囲も、業務の量も、ある意味、議会によって、我が国の場合は国会によって定められる。それを効率的に実施するということがあるわけですし、効率的に実施するに際して、当然、独法の長が効率的な運営を行うためにそれぞれの独法の独自の問題を解決しながら、皆さんにインセンティブを持ってもらってやっていくにはどうしたらいいかということがやっぱり大きな工夫のポイントであろうと思います。

そういうことで、なかなか民間の企業、つまり株主が世界中にいて、その株主の意見を集約しながら業務を執行しているというものは非常に随分違う存在である。政策の遂行ということと株主から付託を受けて経営を行うということとは随分違うので、なかなか私はこのアナロジーが、民間企業とのアナロジーというのはなかなかうまくいかなくて、また、「独立」という名前とか「法人」という名前がかもし出す雰囲気も、ついつい民間と比べてしまうんですけれども、どうもそういうものではなかったように思います。

**【櫻井臨時委員】** ありがとうございます。

**【山本臨時委員】** ちょっといいですか。ちょっと事実だけ申し上げさせていただきたいと思います。

富田先生のご理解は、日本における独立行政法人の理解としてはそれでいいと思うのですけれども、一応、事実だけ申し上げておかないと。やはり、日本の独立行政法人と諸外国のエージェンシーと言われているものとの一番の違いは、要するにチーフ・エグゼクティブ、いわゆる日本の独立行政法人の長が先に選ばれるわけではないんですね。要するに櫻井先生がおっしゃるように、むしろ民間に近い格好で、要するにボード・メンバーなり

カウンシルの方が先に選ばれるそうなんですけれども、選ばれて、そこが要するにチーフ・エグゼクティブを任命していくということですから、そこは違うということがあります。そういう意味においては、そこで第三者的なチェックが入ってくるというのがあるんですね。そこはまあいい。

それと、多分、櫻井先生のご疑問なりと事務局あるいは分科会長と少し違うというのは、業績を上げることによってインセンティブを高めてやれば、トータルとして万が一少し高い報酬を与えても、トータルとして効率化になればいいのではないかと、そういうダイナミックなところがあつたはずなのに、そこら辺がなかなか現実として事例が少ないのはいかなものかという、そういうご疑問が根底にあって、そういうことの価値観の共有は、このメンバーの中でも何人かはおられると私も思っております。

以上です。

**【富田分科会長】**　今ので、多分、そこらがいろいろ違うんだなと思うんですけれども、これ、コンプライアンスの問題が続く限り、なかなか、どういうんでしょう、運営の効率性を高めるためにもっとお給料を高くというのを、声を大にして公共サービスを担う人たちがみずから言ってくるというの、何か私はおかしなような気がするんですね。だから、そのところが非常に難しい問題で、要は皆さんにどうやったら一番気持ちよく生産性を高めながら国民のための仕事をやっていただけるか、そのために我々は評価を行っているということだろうと思っておりますけれども。

ほかにいかがでございましょうか。

**【梅里臨時委員】**　先ほどの櫻井委員の発言の中で、事業計画の評価をこれに取り込めないのかという話があつたと思うんですけれども、そういうパフォーマンスの評価として今の府省の評価、一次評価が十分にパフォーマンスの評価を取り入れているという話だつたんですけれども、そのプロセスをやはりこの総務省として十分に見ていく必要があるという考え方をすると、事業計画、単年度ごとの事業計画を評価したものを、その一次評価の中に取り込むというようなプロセスを十分に確認していくことが今後必要になるのではないかと感じます。

**【富田分科会長】**　これは、だから、一応、我々としては、各理事の方の担当箇所、部門の業績ということと結び合わせて見ていこうということやってはいるんですけれどもね。

事務局、何か今のことで事実関係はないですかね。

【白岩評価監視官】 毎年の、特に年度評価ですよ。計画自体がそもそもというところが実はご指摘がありまして、そのとおりだと思いますが、資料1にも、実は「考え方」の丸の3つ目のiiなんていうのも、これは結構、重要なポイントで、ずっとこの委員会で言われてきている話、つまり計画なり目標の設定が甘ければ、その評価をやってパフォーマンス評価してだれが信用するかというような、そういうようなご指摘だったと思うんですが、そういうようなことは引き続きやっていかなければいけないのですが、今ちょっとまだ、では、どこがどの程度やればどう妥当なのか、というところは、なかなかコンセンサスというか、独法も業務もそれぞれ違うものですから、そこまでまだ至っていないというのが、正直、実情なのではないだろうかと思うので、引き続きやる必要があると思います。

【阿曾沼臨時委員】 議論は尽きないのではないかと思います、第5ワーキングの主査としての少し意見を述べさせていただきます。

先ほどの勤労者退職金共済機構であります、評価するという事が本来難しく、私もいろいろ考えるところがあります。民間企業に30年近く勤務し、目標管理制度の導入により20年近く事業評価を自ら受け、また延べ1000人近い管理職の評価をずっとし続けたわけですが、その中で苦悩したことを、今この場で、皆さんも同じように苦悩し議論しているんだなということを感じています。ただ、一方で絶対評価と相対評価のバランスの取り方の難しさや、完全で皆が納得する評価はあり得ないということを経験の中で体感してきております。

勤労者退職金共済機構での評価は1.0であります。いろいろな異論もあり、第5ワーキングとしても色々議論致しましたが、清濁のみ込んで現状においては、この1.0ではないかということで評価をしました。先ほど細川調査官がお示ししたとおりでございます。

いろいろなご意見があろうかと思います。先ほどもご質問で出ましたけれども、いつの時点でこういう問題が発覚したのか、そして自らが、世間的に批判される前から、つまり人から言われる前に組織として自ら評価をして適切な行動をとったのかどうかというようなことが非常に重要なポイントではあります。しかし、この点については第5ワーキングとしては、厚生労働省にその評価のプロセスを具体的にきちんと述べていただいて、責任をもってご回答いただいたということですから、それらを実評価して1.0とさせていただきます。

【富田分科会長】 ありがとうございます。

それでは、大体よろしゅうございますでしょうか。

それでは、内閣府、外務省、厚生労働省、農林水産省、財務省、経済産業省及び環境省の各独立行政法人評価委員会から通知された各府省所管の独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率（案）についてお諮りいたします。

本件についての分科会の回答につきましては、案のとおりとさせていただくことでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【富田分科会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、事後の処理につきましては、私、分科会長にご一任いただくこととさせていただきます。

以上で予定の議題についての審議は終了いたしました。

3時までお時間をいただいております。多少の時間もあるようですので、さきの通常国会に提出されました独立行政法人通則法改正法案による評価機関一元化の動きも踏まえまして、今後の独立行政法人評価のあり方などについてご意見をいただければと思います。

それでは、どなたからでもご発言を願います。どうぞ。

【山本臨時委員】 事務局が先ですか。

【富田分科会長】 いや、もうさんざんワーキングでやっているの、ちょっと皆さんもあれでしょうけれども、さらに何かご意見言っておきたいということがございますれば、いかがでしょうか。

【櫻井臨時委員】 ちょっと若干元へ戻って大変申しわけない。

これ、一番評価をするというとき最も重要なことで、実は、今朝紀尾井町で授業をやりながら学生に話したばかりで、例えば日本で目標管理をやっている企業が非常に多いですよ。どのくらい多いかというと、今朝確認したばかりで厚労省の調査ですと、大体5000人以上ですと、80%前後が目標管理をやっています。目標管理について学生の意見を聞いて、どうなんだと聞くと、賛否両論です。一番反対の多いのは、今、白岩監視官が言われたように目標がはっきりしないという、こういうことでした。

そのためにどういうことを考えているかということ、まず第一に、目標は基本的に考えないといけないのは、パフォーマンス・スラックとか、あるいはオーガニゼーション・スラックというのがあります。例えば本来は車が50台売れるというときは、55台出す人も45

台出す人も両方いるんですが、それを一般的な、これは心理学で証明されているんですが、45 台出すというのが人間の本性で普通なんです。低い目標を出す。これに対してはどういうようにするかというと、まず過年度と比較して、過年度より下回ったら、まずそれはそこで減点されるということだとか、幾つかの工夫があり得ます。

もちろん、それだけでなく、例えば省庁の場合ですと、省庁が行う評価は、いずれかという自分の部下が、実行機関が、自分たちが考えるのがうまくいっているかどうかを評価するわけで、そういう評価はできるのですが、では本当にそれが国の立場からして効率的になされているか、あるいはどうであるかという全体的な評価はできない。そこで総合、総務省のこの評価委員というのは、全体的な立場から国という立場からして、省庁ではなくて、国という立場から、それが本当にミッションが重要であるか、そのミッションに対して効率的になされているかという、こういうことの評価がなされる必要がある。

さらに、そうしないと、上司と部下の評価だけに終わって、全体の整合性がなくなる。全体の整合性をどうやってつけたらいいかという問題がある。例えばバランスト・スコアカードなどをやると、企業の戦略と目標に対する整合性があるかどうかというようなことを考えて、さらに、短時間に話すのは難しいのですが、幾つかの工夫が必要で、工夫をしてその目標に対してどの程度達成したかということは決して難しいことでは僕はないと思うんです。

事実、目標に対する実績は出ていますので、それをどうやって評価するのは工夫次第でできないことはないので、これから大分、評価のあり方がおそらくあと2年後ぐらいで大きく変わると思うので、ぜひともそういうところで取り入れていただきたい、こういうふうに思います。その方が独立行政法人を本当に生かすことになるのではないかと、こういうふうに思います。

【富田分科会長】 短時間で非常に難しいお話をいただきまして……。

【櫻井臨時委員】 済みません。

【富田分科会長】 いやいや。ほかにいかがでございましょうか。

黒川委員、どうぞ。

【黒川臨時委員】 櫻井先生のお話は全くごもつともで、実は去年まで事務・事業の方の改廃のところ、何か上の方からおりてきて、我々もすごく落ち着いた評価というのでしょうかね、何というのか、そういうものを飛び越えて大変忙しかったというか、本来、我々が何年もやってきたときのイメージとは違ったようなイメージもあったんですね。で、

あと残り2年間ぐらいが今回の、今のスキームなわけですけれども、これでまあワーキングや主査会議でも、本来の我々のこの仕組みの将来に向けてというところもあるけれども、総括という意味もあって、年度評価をきちんとやりましょうと、そういうようなことが申し合わせがあって今日のああいう意見になっていて、だから、先生のおっしゃるように、本当に落ち着いてきちんと本来の我々が初めに思っていたようなことをきちんとやりたい。

それから、今日、後で事務局からもお話があると思いますけれども、視察ですね、独法に対する視察も年度評価ではあるけれども、やはりきちんとプロセスも見て、それから府省評価委員会のやっているところもよく把握するためにも、あえてまた今年も事務局にいろいろ設定をしていただこうと。それから、相手の方の視察する方にも実は私のところでは去年も行っているところにまた行きたいと。もう終わっていないよという、毎年毎年見ているよというつもりで実はまた今年もお願いを、今、しようかと思っている、そういう状況なので、櫻井先生のおっしゃるとおりだと思いますので、頑張っていきたいと、お互いにですね、頑張りましょうということです。

【富田分科会長】       どうぞ、田淵委員。

【田淵臨時委員】       今、目標設定、目標管理の話が出ていて、私もずっと「目標」の重要性は痛感していたことで、今日、業績勘案率が討議のポイントになっているので、その観点でお話しさせていただきますと、本来は理事に就任したときに個々人で何をやるんだという目標をしっかり立てるべきで、そうしていただかないと、こちらとしても何を評価していいかわからないのではないかと。事業計画が妥当だとして、その計画を達成するために理事として何をやるんだということを明らかにして示してもらおう。それに対して業績がどうだったかということ、これが業績勘案率を検討する際には非常に大きなポイントであろうと思います。

例えば、法令違反に関しては厳格に対処する、ということも目標の1つとしてあり得ると思うんですね。そうであれば、本来は、ご自身が理事に就任したときにすぐに法令違反はないかどうかをチェックして、おそらく報道される前にそれは明確になるであろうと。報道されたときに明確になってしまったら、それはその理事の責任は大きいという形になるのだろうと思うんですね。報道されてから対処が速やかに行われたということでよしとするのは、私も非常に疑問に思うところであります。

あとは、加点もあって私もいいと思うんですね。例えば効率性の評価に関して、事業計画よりもプラス10%上回るという目標を立てて、それを達成したら加点してあげればい

いのではないかと。

それぞれ各理事が就任されたときに、個人個人として理事としての目標をしっかりと明確にして、それを明示していただきたいと思います。そうすることによって業績勘案率も多少は中身のあるというか、今は私も漠としていてこれでいいのかと思っているので、身のある制度になるのではないかと思います。就任の際に、理事のお仕事、何をもって業績とするのか、そうしたものをすべて明らかにすることについて、ご検討いただきたいと思います。

【富田分科会長】      ありがとうございます。

    県委員、どうぞ。

【縣臨時委員】      話題が変わってもいいですか。

【富田分科会長】      どうぞ。

【縣臨時委員】      分科会長が改正法案のこともおっしゃいましたので、この点でちょっと意見を言いたいと思います。

この政独委の今までの一番の任務は、やはり横断的に評価をするということだったと思います。これは、当然、各府省の委員会の方がその省だけしか見ていないということですから、ほかの省との比較ということであると思います。

しかし、現実には、ワーキング・グループを5個に分けていたということで、私自身もその議論のやり方そのものは、やっぱりある程度、縦割りだったと思います。ただ、ワーキング・グループの中に複数の省があった場合には、その限りにおける横断的比較はかなりできていたと私自身は感じています。

そこで、新しい体制になった場合に、第二次評価ではなくて直接やるわけですから、おそらく制度設計に関心があるので何うのですが、おそらく評価委員会の中がもうすでに縦割りになってしまうざるを得ないのではないかと思います。それをどういうふうにお考えになるのかということですね。

つまり、独法を持つ府省が11府省あるということになると、委員会自体がもうそれをそれぞれ府省を担当するなり何なりしないと、作業ができなくなる。そうすると、委員会の総会の中で全部の府省を横断的に議論することは実質不可能であると思われます。そうすると、今まではワーキング・グループの中では三、四省の横断的な議論はできたのですが、将来、独立行政法人評価委員会ができたときにどういう作業の仕方をするのか。そうすると、もう全部分担で1省に対して1ワーキング・グループにならざるを得なくなるの

ではないか、仕事量としてですね、それが想像されるのですが、それを回避してなおどのように評価をし、かつ、今までのこの政独委が持っていた横断的な、できるだけ横断的な評価の視点を維持するのか、保持するのかというその制度設計を現時点でどのようにお考えであるか、もしお考えがあればお聞かせいただきたい。私はちょっと今申し上げたような心配をしているわけでございます。

【富田分科会長】　そこで、だから、いかに確かに 100 ほども独立行政法人があつて、主要な事務・事業の数を数えれば、すごくあつて、非常にベクトルがいろいろな向きを向いている。やはりそれを効率的に、効果的に、客観的に全部横ぐしを通してやるという方法については、これ、いろいろと考えなければならぬ課題であつて、そういうのを見据えながら 19 年度の年度評価というものもやっていかなければならぬということで、まだ多分、事務局はいろいろお考えなんでしょうけれども、明らかにまだできない性格であろうと。これからみんなで、当分科会でいろいろと試行錯誤、新しい方向についてシミュレーションしながら考えていくことにもなろうかと私は思っております。

何か局長、ございませんですか。

【関行政評価局長】　先生方がおっしゃった問題、我々も非常に深刻に受けとめておりまして、いずれにしても、事務局でもいろいろ考えていかなければなりませんけれども、事務局で考えた案を先生方にもお示しし、先生方からのご意見もちょうだいしながら何とかいい形につくり上げていきたいと思っております。非常に重要な課題だと認識しているところでございます。

【富田分科会長】　大体よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ、黒川委員。

【黒川臨時委員】　先ほどの落ち着いてということなんですけれども、3年くらい前にはまだ落ち着いていたときもあつて、それで先ほどの櫻井先生がおっしゃったようなことで、視察に行ったときに理事長とか理事にどういうことを聞いていたかという、何をもちょうだいしてほしいですかとか、そういうことも自分でちょっとそちらから言ってくださいよというような、あなたの独法にとって、あるいは、あなたの方のマネジメントにとって何が売りなんですとかいうことをそちらからまずいろいろ話してくれないかというようなことも言ったときもあるんです。それが多分、先生のおっしゃっている目標管理とか、それから先ほどおっしゃいましたね、そういうこともやっていた、視察に行ったときにですね。だから、今年はそれをもう 1 回よく聞いて、具体的にも聞いて、それでその後、評価

もそれに反映させて我々の方の心証というんですか、心証形成にも反映させていけばなと思っているところです。

【富田分科会長】 どうぞ、梶川委員。

【梶川臨時委員】 ちょっと突飛でもないんですけども、こう7年、8年たたれて、また新しい改正法ができていく中で、私は今までの評価が、いろいろ問題はあるんだと思うんですが、独法ご本人にとってどこが一番自己の改善にお役に立ったかというお話をちょっとお聞きしたいと。これは多分、振り返って10年単位で見れば、結構いろいろなことが組織内でも変わられて、かつ、我々、随分、自己満足もあるんですけども、長い時間をかけた中で何らかの国家的貢献が少しは進めているのではないか。これは逆に言うと、独法ご本人たちが一番本当は良心的であれば一番よくおわかりになられていると思うので、ぜひその辺についてのご意見を新しい制度に向かってお聞きしたい。

と同時に、これはちょっと言葉が過ぎるのですが、何が一番、口数だけかけさせられて無意味であったかと。我々がよかれと思って申し上げていることなんですが、多分、当事者にとってみると、これはあまり意味もないよねと。これはちょっとおっしゃりづらい部分があるんだろうと思うんですけども、実際に制度ができていく1つのほんとうに当事者の中で、多分、現場にはいろいろな口数をおかけして、これが評価のためにする、これが実際、ご本人たちの行為に反映するならいいんですけども、何となくためにする作業に終始している部分は全然ないとは言い切れないので、ぜひそこについても何らかの形でヒアリング調査をしていただけて、よくなった部分、評価がためになった部分、全体ためにならなかったというわけではないんですが、費用対効果あまり当事者には感じられなかったという点については、ぜひご調査いただいて、新しい法に基づく運営をお願いできたらという気がしております。

【富田分科会長】 そろそろ。また——どうぞ、もう時間が3時なので。

【櫻井臨時委員】 今の件ですが、私、独立行政法人の監事もやっていますから、ずっと見ていて4年間感じるのですが、省庁がやった評価に対しては非常にすぐ反応しますね。つまり非常に怖がっているというか。実態をよく知っていますから。これに対して、総務省からやるのは、わりとちょっと評価が違うように思っています。ちょっとこの席では言いにくいのですが、で、つまりこれから変わるときには、実態を相当いろいろな意味で知っている方に入っていただくことが必要だなと感じます。

済みません、以上です。

【富田分科会長】 いろいろなご意見が出ましたので、事務局の方で、今日の議論、皆さんのご意見をよくまとめてフィードバックをお願いいたします。

今日の最後に、今後の日程につきまして事務局より手短にお願いいたします。

【白岩評価監視官】 それでは、ご説明いたします。

特段、現時点において次の分科会等の日程が固まっているのはございませんので、事務局から追ってご連絡申し上げますが、先ほど黒川先生からご紹介がありましたとおり、現地視察等の日程も粛々と調整しております。お忙しい中、恐縮ですが、調整の際にいろいろご意見を伺うと思いますので、事務局にこのことのご回答をよろしくお願いいたしたいと思っております。当方といたしましては、この夏、8月、9月、こういったタイミングを利用してできるだけ先生方の意に沿うようにセットしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

【富田分科会長】 それでは、以上をもちまして政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を終了いたします。本日はお暑い中、また、ご多用の中、ご出席賜り、ありがとうございました。

— 了 —